

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

概要版

令和3年3月

有 田 町

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
第1節 計画の目的	1
第2節 本計画の位置付け	2
第3節 計画対象区域	2
第4節 計画期間と目標年度	2
第2章 ごみ処理の現状	3
第1節 ごみ処理体系	3
第2節 ごみ処理の現状（ごみ排出量の実績）	6
第3節 ごみ処理の評価	9
第3章 ごみ処理基本計画の策定に係る課題の抽出	12
第4章 ごみ処理基本計画	14
第1節 基本理念	14
第2節 ごみ処理の目標値	14
第3節 ごみの排出抑制のための方策に関する事項	15
第4節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	17
第5節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	18
第6節 その他ごみの処理に関し必要な事項	26
第5章 計画の推進体制	28

第 1 章 計画策定の趣旨

第 1 節 計画の目的

有田町（以下、「本町」といいます。）では、約 5 年前の 2015（平成 27）年 12 月に前計画の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。

前計画策定以降、本町を取り巻くごみ処理の情勢は、2016（平成 28）年 1 月、4 市 5 町で構成する「佐賀県西部広域環境組合」（以下、「広域組合」といいます。）での広域処理の開始により変わってきました。

現在、「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」は、広域組合保有の「さが西部クリーンセンター」で適正処理がなされていますが、本町では広域組合と歩調を合わせつつも、町住民の生活環境の保全が継続するよう、ごみ処理行政を展開しています。一つは町独自の「ごみ排出抑制や減量化・再生利用への取組みであり、効果的な収集・運搬であり、リサイクルプラザでの資源化処理です。そして、何より、ごみ処理の最終ランナーとなる「最終処分」において、「クリーンパーク有田」（最終処分場）では、広域処理全体の最終ランナーの役割を併せ持って適正埋立処分に努めています。

しかし、なお一層変化したのは周知されたとおり、外部環境です。社会・経済情勢は大きく変化し、現在も、私たちはその変化の途中にいます。

いくつか事象を挙げますと、

- ・気候変動が原因と考えられる災害の頻発
- ・特に先進国での便利な生活様式に対するしっぺ返しとも言える世界的な海洋プラスチックごみ問題の発現
- ・“誰ひとり取り残さないことを目指し、先進国と途上国が一丸となって達成すべき目標”として掲げられた「SDGs（エス・ディー・ジーズ）：持続可能な開発目標」をまさに国民一丸となって取り組んでいる状況

そして、

- ・終息-収束の時期がみえない新型コロナウイルス感染症に伴う影響

こうした情勢の変化にかんがみ、個々の要素を「ごみ処理基本計画」に反映し、より充実したごみ処理行政を展開する必要があると判断しています。

そこで今般、前計画を検証するとともに、新たな計画目標値の設定や、社会・経済情勢の変化への対応を図り、計画課題の解決と目標実現のための施策を示すため、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「本計画」といいます。）を見直すこととしました。

なお、本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき策定します。

第2節 本計画の位置付け

本計画は、定めた計画期間において、本町で排出される一般廃棄物を適正に処理するためのあるべき姿を示すもので、ごみ処理のマスタープランとなります。

本計画の上位計画・関連計画には、国・県の施策や行政計画、本町の総合計画があります。

図1-1に、本計画の位置づけを示します。

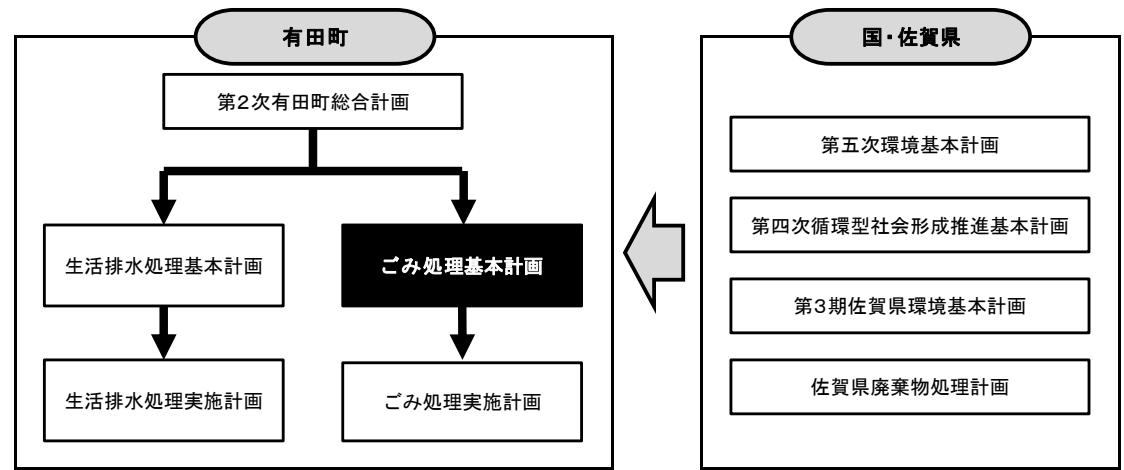


図1-1 本計画の位置付け

第3節 計画対象区域

本計画の対象区域は、本町の行政区域全域とします。

第4節 計画期間と目標年度

本計画の計画期間は、2021（令和3）年度から2035（令和17）年度までの15年間とし、計画目標年度は2035（令和17）年度とします。また、中間目標年度は2025（令和7）年度と2030（令和12）年度とします。

なお、本計画の性格上、概ね5年毎に見直すことを基本としますが、社会情勢や法体系の変化など計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じ見直しを行います。

年 度		10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
前計画	一般廃棄物（ごみ） 処理基本計画書					基準年度	計画期間開始					中間目標年度					中間目標年度					計画目標年度					
	2015（平成27）年 12月策定																										
		実績																									
本計画	一般廃棄物（ごみ） 処理基本計画書										基準年度	計画期間開始					中間目標年度					中間目標年度					計画目標年度
	2021（令和3）年 3月策定																										
		実績																									

図1-2 計画目標年度

第2章 ごみ処理の現状

第1節 ごみ処理体系

1 ごみ処理フロー

ごみ処理フローは、図 2-1 に示すとおりです。

燃えるごみは、佐賀県西部広域環境組合（以下、「広域組合」と称します。）が保有する「さが西部クリーンセンター（エネルギー回収推進施設）」で溶融処理を行った後、溶融飛灰は、本町保有の「クリーンパーク有田」で埋立処分しています。

※佐賀県西部広域環境組合：本町及び伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町の4市5町（以下、「組合構成市町」と称します。）で構成された一部事務組合

燃えないごみ及び粗大ごみは、「さが西部クリーンセンター（マテリアルリサイクル推進施設）」で、破碎・選別処理によって鉄・アルミの資源回収を行い、リサイクル協会及び資源化回収業者に引き渡しています。

資源物やペットボトルは、「有田町リサイクルプラザ」で、選別処理によって缶・びん・ペットボトル等の資源回収を行い、リサイクル協会及び資源化回収業者に引き渡しています。

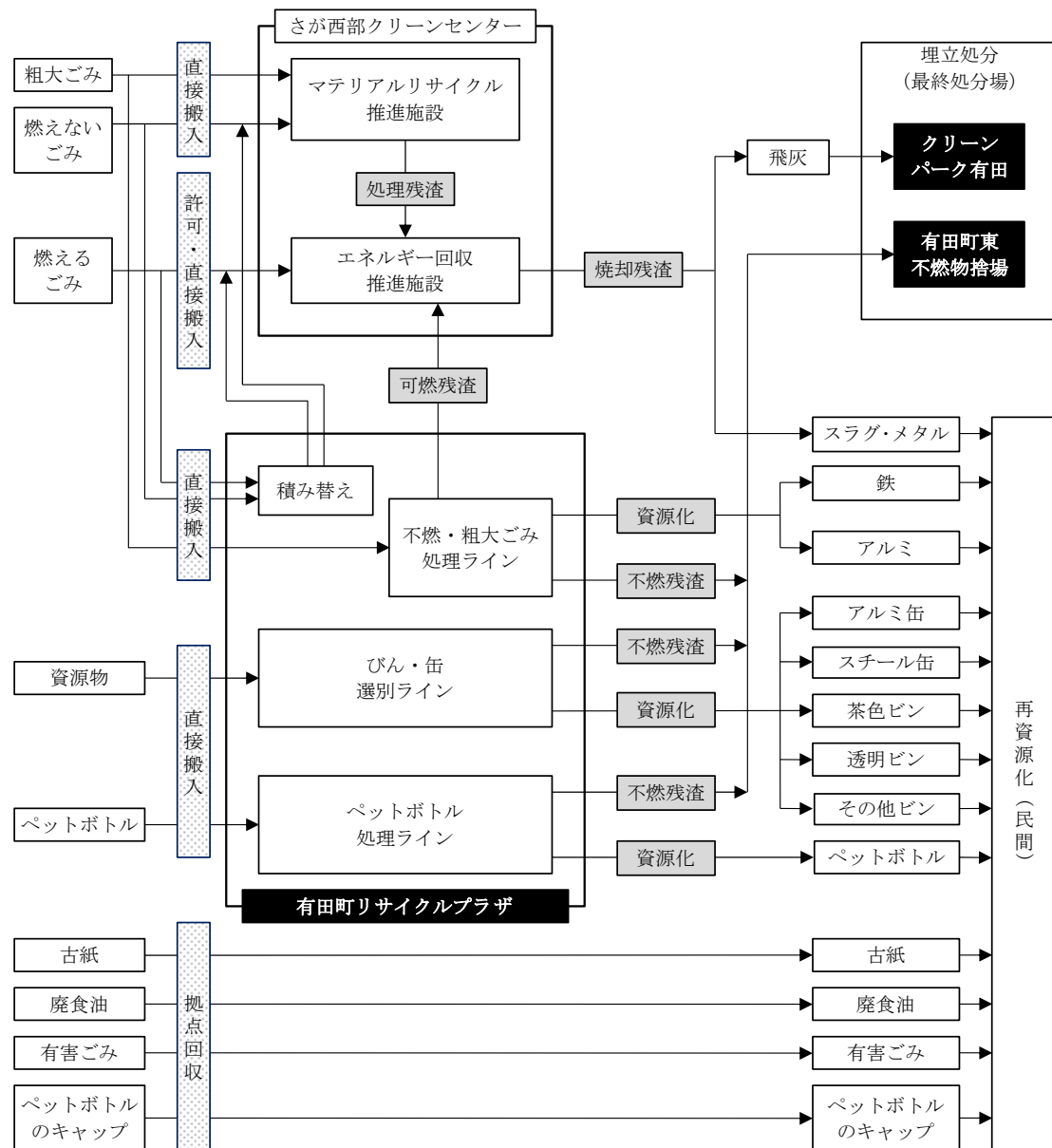


図 2-1 ごみ処理フロー（家庭系ごみ）

※事業系ごみの処理フローは、「有害ごみ」を除き、家庭系ごみに準じる。ただし、許可業者による収集は「燃えるごみ」のみであり、他の区分は直接搬入のみ各施設で受入を行っている。

2 ごみの処理主体

ごみの処理主体は、表 2-1 に示すとおりです。

表 2-1 ごみの処理主体

区 分		排出抑制	分別排出	収集・運搬	中間処理	最終処分 (資源化)
家庭系ごみ	燃えるごみ	住民	住民	町(委託) 住民	広域組合	町
	燃えないごみ	住民	住民	町(委託) 住民	広域組合	町
	粗大ごみ	住民	住民	町(委託) 住民	町 広域組合	町
	資源物	住民	住民	町(委託) 住民	町	(再生事業者)
	ペットボトル	住民	住民	町(委託) 住民	町	(再生事業者)
	紙類	住民	住民	町(委託) 住民	—	(再生事業者)
	食用油	住民	住民	町(委託) 住民	—	(再生事業者)
	有害ごみ	住民	住民	町(委託) 住民	—	(再生事業者)
	ペットボトル のキャップ	住民	住民	町(委託) 住民	—	(再生事業者)
事業系ごみ	燃えるごみ	排出 事業者	排出 事業者	排出事業者 許可業者	広域組合	町
	燃えないごみ	排出 事業者	排出 事業者	排出事業者 許可業者	広域組合	町
	粗大ごみ	排出 事業者	排出 事業者	排出事業者 許可業者	町 広域組合	町
	資源物	排出 事業者	排出 事業者	排出事業者	町	(再生事業者)
	ペットボトル	排出 事業者	排出 事業者	排出事業者	町	(再生事業者)
	紙類	排出 事業者	排出 事業者	排出事業者	—	(再生事業者)
	廃食用油	排出 事業者	排出 事業者	排出事業者	—	(再生事業者)
	ペットボトル のキャップ	排出 事業者	排出 事業者	排出事業者	—	(再生事業者)

第2節 ごみ処理の現状

1 ごみ排出量の実績

(1) ごみ総排出量

ごみ総排出量の推移を図2-2に示します。

ごみ総排出量は、2014（平成26）年度をピークに減少傾向を示していましたが、2019（令和元）年度は増加に転じ、6,056トンとなっています。

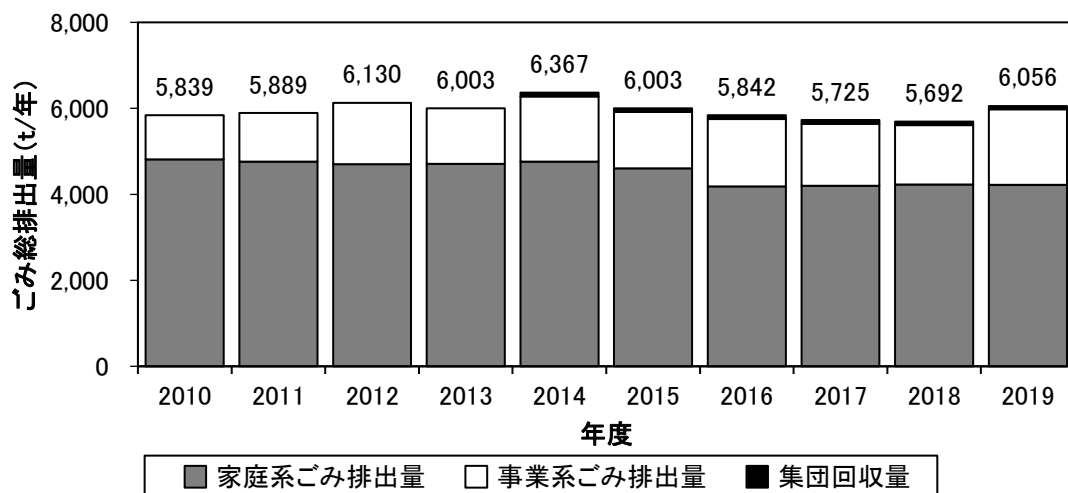


図2-2 ごみ総排出量の推移

表2-2 ごみ総排出量とごみ総排出量原単位の推移

項目	単位	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
計画処理区域内人口	人	21,481	21,415	21,201	20,986	20,837
ごみ総排出量	t/年	5,839	5,889	6,130	6,003	6,367
家庭系ごみ排出量	t/年	4,818	4,760	4,701	4,714	4,766
事業系ごみ排出量	t/年	1,021	1,129	1,429	1,289	1,509
集団回収量	t/年	0	0	0	0	92
ごみ総排出量原単位	g/人・日	745	753	792	784	837
佐賀県平均※	g/人・日	858	869	873	884	886

項目	単位	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
計画処理区域内人口	人	20,674	20,442	20,194	19,911	19,686
ごみ総排出量	t/年	6,003	5,842	5,725	5,692	6,056
家庭系ごみ排出量	t/年	4,606	4,185	4,195	4,226	4,218
事業系ごみ排出量	t/年	1,305	1,567	1,447	1,385	1,765
集団回収量	t/年	92	90	83	81	73
ごみ総排出量原単位	g/人・日	796	783	777	783	843
佐賀県平均※	g/人・日	885	877	889	889	—

※一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）に依る。

(2) 家庭系ごみ排出量（集団回収量を含む）

家庭系ごみ排出量の推移を図 2-3 及び表 2-3 に示します。

当ごみ排出量（集団回収量を含む）は、2016（平成 28）年度以降、横ばい傾向を示しており、2019（令和元）年度現在、4,291 トンとなっています。

家庭系ごみ排出量原単位（集団回収量を含む）は、佐賀県の平均値を下回っています。

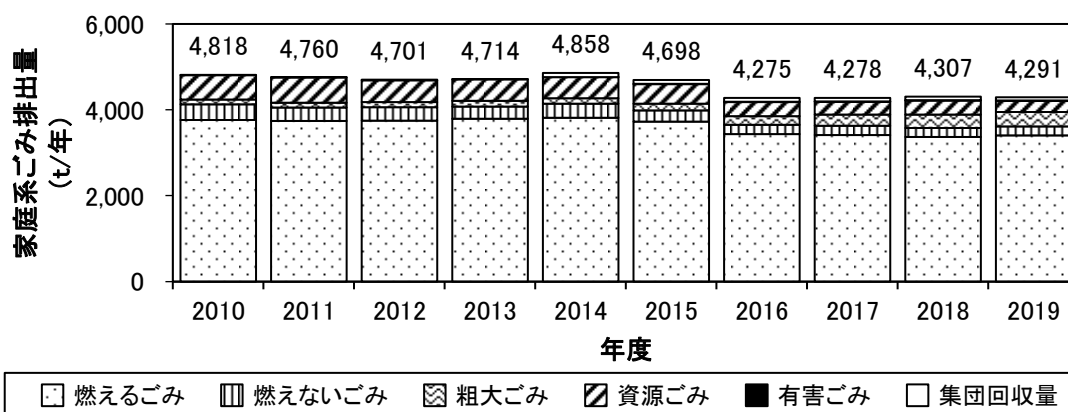


図 2-3 家庭系ごみ排出量の推移

表 2-3 家庭系ごみ排出量原単位の推移

項目	単位	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
計画処理区域内人口	人	21,481	21,415	21,201	20,986	20,837
家庭系ごみ排出量	t/年	4,818	4,760	4,701	4,714	4,766
燃えるごみ	t/年	3,765	3,742	3,751	3,794	3,812
燃えないごみ	t/年	365	310	310	284	330
粗大ごみ	t/年	114	112	118	133	127
資源ごみ	t/年	566	588	510	496	492
有害ごみ	t/年	8	8	12	7	5
集団回収量	t/年	0	0	0	0	92
家庭系ごみ排出量原単位 （集団回収量を含む）	g/人・日	614	609	607	615	639
佐賀県平均*	g/人・日	629	629	626	629	623

項目	単位	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
計画処理区域内人口	人	20,674	20,442	20,194	19,911	19,686
家庭系ごみ排出量	t/年	4,606	4,185	4,195	4,226	4,218
燃えるごみ	t/年	3,727	3,434	3,414	3,366	3,405
燃えないごみ	t/年	260	215	216	208	211
粗大ごみ	t/年	155	202	258	313	336
資源ごみ	t/年	455	327	302	333	256
その他のごみ	t/年	9	7	5	6	10
集団回収量	t/年	92	90	83	81	73
家庭系ごみ排出量原単位 （集団回収量を含む）	g/人・日	623	573	580	593	597
佐賀県平均*	g/人・日	620	604	603	608	—

※一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）に依る。

※家庭系ごみ排出量原単位は、一人一日当たり家庭系ごみ排出量で比較した。

(3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推移を図 2-4 及び表 2-4 に示します。

事業系ごみ排出量は横ばい、もしくは微増傾向を示しており、2019（令和元）年度現在、1,765 トンとなっています。

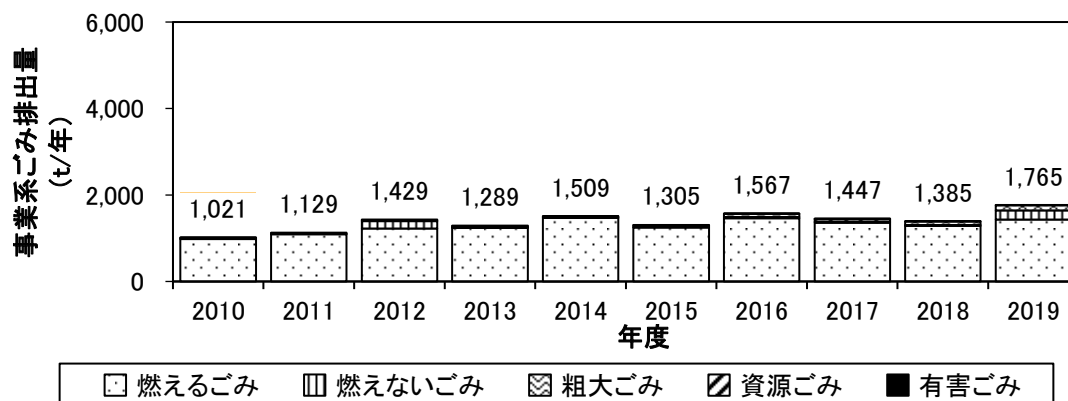


図 2-4 事業系ごみ排出量の推移

表 2-4 事業系ごみ排出量原単位の推移

項目	単位	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
計画処理区域内人口	人	21,481	21,415	21,201	20,986	20,837
事業系ごみ排出量	t/年	1,021	1,129	1,429	1,289	1,509
燃えるごみ	t/年	980	1,088	1,227	1,241	1,468
燃えないごみ	t/年	9	8	170	9	8
粗大ごみ	t/年	18	21	22	29	25
資源ごみ	t/年	14	12	10	10	8
有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0
事業系ごみ排出量原単位	g/人・日	130	144	185	168	198
佐賀県平均*	g/人・日	240	240	247	254	263

項目	単位	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
計画処理区域内人口	人	20,674	20,442	20,194	19,911	19,686
事業系ごみ排出量	t/年	1,305	1,567	1,447	1,385	1,765
燃えるごみ	t/年	1,247	1,460	1,358	1,280	1,432
燃えないごみ	t/年	12	33	19	25	214
粗大ごみ	t/年	41	72	62	79	117
資源ごみ	t/年	5	2	6	1	2
有害ごみ	t/年	0	0	2	0	0
事業系ごみ排出量原単位	g/人・日	173	210	196	191	246
佐賀県平均*	g/人・日	265	273	286	281	—

※一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)に依る。

※事業系ごみ排出量原単位は、一人一日当たり事業系ごみ排出量で比較した。

第3節 ごみ処理の評価

1 前回計画目標値の達成状況

前回計画では、中間目標年度を2020（令和2）年度に設定していました。

前回計画目標値（2020（令和2）年度）と2019（令和元）年度実績を比較した結果を表2-5に示します。

「減量目標（ごみ総排出量原単位）」「リサイクル率」は、2019（令和元）年度現在、前回計画目標値を達成していない状況であり、2020（令和2）年度においても未達成となる見込みです。

最終処分率は、2019（令和元）年度現在、前回計画目標値を達成している状況であり、2020（令和2）年度においても達成する見込みです。

表 2-5 前回計画目標値の達成状況

項目	前回計画目標値 2020 年度	実績 2019 年度
減量目標（ごみ総排出量原単位）	710g/人・日以下	843g/人・日
リサイクル率	17%以上	15.7%
最終処分率	9%以下	7.4%

2 類似市町村との比較評価結果

本町のごみ処理について客観的に評価するため、人口規模や産業構造が類似した都市（全国 133 市町村）の平均値と比較を行いました。

主な指標については、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量、廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等を除く）、廃棄物のうち最終処分される割合、人口 1 人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用としました。

「指標値によるレーダーチャート」を用いて比較・評価を行った結果を、図 2-5 に示します。

（1）人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量

人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量 774g/人・日は、類似市町村の平均値 897 g/人・日を下回っています。

（2）廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化を除く）

資源回収率（RDF・セメント原料化を除く）16.6%は、類似市町村の平均値 18.6%を下回っています。

（3）廃棄物のうち最終処分される割合

最終処分される割合 4.3%は、類似市町村の平均値 7.5%を下回っています。

（4）人口 1 人当たり年間処理経費

人口 1 人当たり年間処理経費 7,250 円/t は、類似市町村の平均値 11,640 円/t を下回っています。

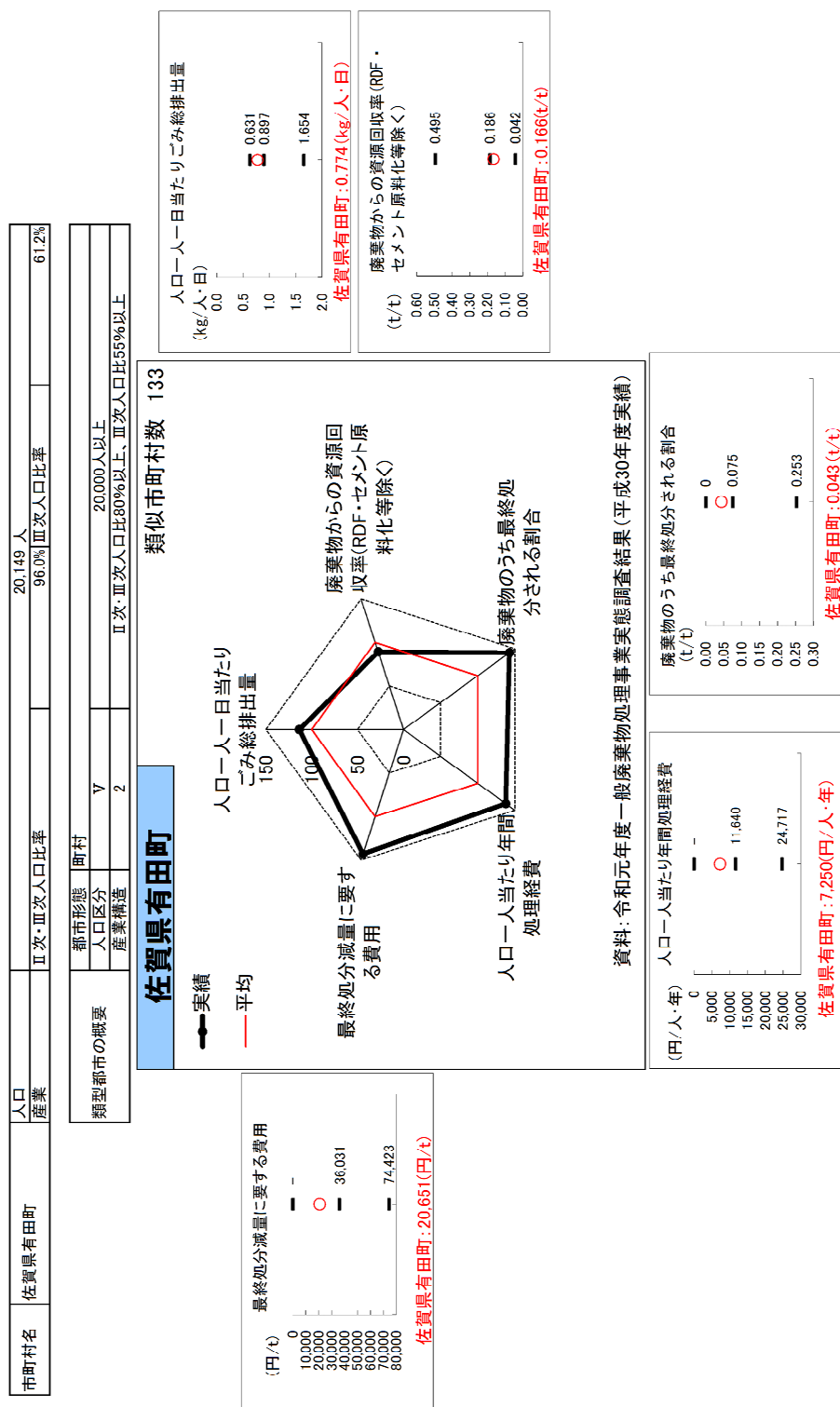
（5）最終処分減量に要する費用

最終処分減量に要する費用 20,651 円/t は、類似市町村の平均値 36,031 円/t を下回っています。

（6）類似都市との比較結果

「廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化を除く）」以外の各指標は、類似市町村の平均値と比較して優れた結果を示しています。

標準的な指標1（指標値によるリーダーチャート）



※人口規模や産業構造が類似した都市の条件…都市形態：町村、人口：20,000人以上、第二次・第三次人口比：80%以上、第三次人口比：55%以上
 ※比較方法は、環境省がとりまとめて公表している「一般廃棄物処理事業実態調査結果（平成30年度）」のデータを基にした「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いた。

図2-5 人口規模や産業構造が類似した都市との比較結果

第3章 ごみ処理基本計画の策定に係る課題の抽出

1 排出抑制、減量化・再生利用

課題1：粗大ごみの排出抑制に係る打開策

「粗大ごみ」排出量が、家庭系ごみ・事業系ごみのいずれにおいても増加しており、ごみ排出抑制を進めている中で足かせになっています。このため、打開策を計画することが必要と考えられます。

課題2：本町なりのプラスチック資源に対する提言発出

家庭あるいは事業者から排出されるプラスチック資源について、本町なりの姿勢を明らかにしておくことが求められつつある外部環境にあります。このため、本町におけるプラスチック資源に対する提言を示すことが肝要と考えられます。

課題3：現時点の排出抑制、減量化・再生利用に係る方策の継続のあり方

新型コロナウイルス感染症の終息-収束がみえない状況が続いていますが、その影響は現時点では正しく把握できていません。一過性であれば過度な反応は必要ありませんが、ごみ処理事務事業は、町住民の豊かな生活環境の保全に欠くことのできないサービスであることは事実です。このため、現時点のごみ排出抑制、減量化・再生利用に係る方策を如何に継続していくか、そのあり方を示しておくことが必要と考えられます。

2 収集・運搬

課題4：広域処理体制下で必要となる収集運搬のあり方

本町では、主なごみの適正処理にあたり、既に広域処理に移行しました。しかし反面、運搬費の高騰を余儀なくされています。

ごみの広域処理により、運搬費が高騰するのは一般的には至極当然です。このため、少なくとも広域処理体制下で必要となる収集運搬のあり方について考察しておくことが肝要と考えられます。

課題 5：高齢者に向けたごみ収集サービスの継続のあり方

本町の 65 歳以上の高齢者人口比率は、約 31.5%と全国平均 26.3%に比べて高くなっています。現時点における高齢者に向けたごみ収集サービスは、今後ますます重要となると思います。このため、当該収集サービスの継続のあり方について定めておく必要があると考えられます。

3 中間処理・資源化处理

課題 6：有田町リサイクルプラザの長期運営に向けた対策

「有田町リサイクルプラザ」は、1999（平成 11）年 4 月に稼働開始しており、おむね 20 年を経ようとしています。リサイクルは、「(処理) 施設の確保」と「量の確保」が定説です。このため、施設の長期運営に向けた対策を明らかにしておく必要があると考えられます。

課題 7：リサイクル率向上への打開策

本町でのごみの資源化・リサイクルは、前述しているとおり、潜在的に排出されている資源物や古紙が、管理された公共処理系（町のごみ処理）の流れに入ってなく、管理されていない系（流れ）に乗ってしまっているため、正規のリサイクル率が表し難くなっている状況になっています。民間業者による一時的な資源物の搾取によりバランスが崩れてしまっています。このため、リサイクル率向上への打開策について検討しておくことが肝要と考えられます。

4 最終処分

課題 8：クリーンパーク有田での廃棄物管理と次期施設確保への展望

「クリーンパーク有田」（最終処分場）は、現時点では広域組合構成市町分を全量受け入れる役割を担っているため、以前と比べて埋立速度（年間搬入量）が高まっています。このままのペースで埋立処分した場合、2028（令和 10）年度頃には、埋立残容量がゼロとなる見込みです。このため、埋立廃棄物の適正管理の継続の他、次期施設確保に向けた展望を図っておくことが望ましい。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念

ごみ処理基本計画の基本理念は、基本的には前回計画を踏襲しますが、ごみ排出量の減少傾向が今後も続く原動力として、より排出者（住民・事業者）側の活動に重きを置き、「ごみの発生回避（リフューズ：Refuse）」、「ごみの排出抑制（リデュース：Reduce）」、「製品・部品の再利用（リユース：Reuse）」、「再資源化（リサイクル：Recycle）」の活動を実践し、広域的には熱回収（いわゆるサーマルリサイクル：Thermal Recycle）を図っていきます。

また、地域の豊かな自然環境を将来にわたって保全し、自然にやさしい生活環境を維持していくために、住民-事業所-行政が一丸となって、ごみの排出抑制、適正処理および再資源化などを推進することにより、環境への負荷が少ない、循環型社会の構築を目指します。

第2節 ごみ処理の目標値

ごみ処理における本計画の数値目標を表4-1に示します。

表4-1 ごみ処理における計画の目標

項目	実績		中間目標年度		計画目標年度
	2012年度	2019年度	2025年度	2030年度	2035年度
家庭系ごみ 排出量原単位	607g/人・日	587g/人・日	568g/人・日	547g/人・日	534g/人・日
(2012年度比)	—	-3.2%	-6.4%	-9.9%	-12.0%
事業系ごみ 排出量原単位	3.92t/日	4.33t/日※1	4.01t/日	3.71t/日	3.45t/日
(2012年度比)	—	10.5%	2.3%	-5.4%	-12.0%
リサイクル率	8.9%	15.7% (5.1%)※2	17.8% (7.4%)※2	19.1% (9.0%)※2	21.9% (12.0%)※2
最終処分率	19.4%	7.4%	4.6%	4.6%	4.6%

※1: 公共ごみ等を除く ※2: さが西部クリーンセンターでの施設資源化量を除く

第3節 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

ごみの排出抑制は、行政-住民-事業者が一丸となって取り組むことが必要です。

住民による商品購買・消費意識および事業者による生産意識が、環境に配慮した具体的な行動・活動につながるよう、今後ますます的確で有益な情報の提供・啓発や行動・活動支援を図っていきます。

1 行政の役割

行政は、ごみの排出状況を適切に把握したうえで、排出抑制にかかる適切な啓発や的確で有益な情報の提供、環境教育等を行うことが役割です。

よって、住民・事業者とともに循環型社会構築を目指し、環境意識の醸成に向け、啓発や自主的な行動・活動に対する支援を継続的に行っていきます。

(1) 環境教育の啓発、施設見学会の実施

環境保全意識、特にごみ排出抑制意識は、処理・処分施設でのごみ処理のしくみやひっ迫状況などを知ることから芽生えることも多々あります。

このため、リサイクル施設や最終処分場の施設見学会、また要望に応じて広域処理を行っている可燃ごみ処理施設の見学会を開催します。

(2) ごみ多量排出事業者に対する徹底した減量化指導

事業者は、自らごみを処理する責任があります。

他方、事業者がごみを多量に排出しているということは、健全な事業経営を図る際にマイナスの行動になっていると深く考えることが肝要です。

このため、ごみ多量排出事業者に対し、ごみ排出量の見込みや資源化・減量化等にかかる計画策定を促し、徹底した減量化指導を図っていきます。

(3) 生ごみの水切りの励行にかかる啓発

「台所の三角コーナー1杯分を絞ると、およそ40グラムの水分が抜け減量になる。」と言われます。ピーマン1個が約35グラムですから、ほぼ同量です。

このため、生ごみの水切りを励行し、ピーマン1個分の減量を繰返し図っていただけるよう啓発していきます。

(4) 過剰包装の拒否・自粛の継続啓発

商品購買時の過剰包装は、潜在的なごみの元凶です。すなわち、潜在的なごみの発生回避行動として、住民・事業者に対し、過剰包装の拒否や自粛を継続的に啓発していきます。

(5) 庁用品における再生品の使用促進

行政が民間の模範となるよう実践し、役場内での再生品の使用促進やごみの排出抑制などに努めます。

また、公共事業における再生品の利用促進なども行います。

2 住民の役割

孫の代まで豊かで住みよい環境や限られた資源を維持したいとよく耳にします。

住民の役割は、こうした自らの望み・期待を達成するため、行政と協調した行動が求められると思っています。

よって、住民には、行政との協調体制の下、ごみの排出抑制や資源化にかかる積極的な取り組みを図っていただき、町が取り組むごみの排出抑制・資源化に関する施策に協力するものとします。

- ・過剰包装の拒否
- ・使い捨て製品の購入自粛
- ・再生品の使用促進
- ・生ごみの水切りの実施
- ・町の取り組みへの協力、他

3 事業者の役割

事業者の役割は、自らの処理責任を全うするため、健全経営のための行動と、行政と協調した行動が求められると思っています。

よって、事業活動に伴って生じるごみの排出抑制・資源化に努めていただくとともに、町が取り組むごみの排出抑制・資源化に関する施策に協力するものとします。

- ・ごみ発生回避・排出抑制など減量化・資源化計画の策定・遵守
- ・過剰包装の抑制
- ・環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等
- ・食品ロスの抑制
- ・町の取り組みへの協力、他

第4節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

家庭系ごみの分別区分を表4-2に、ごみの排出形態を表4-3に示します。事業系ごみの分別区分は、家庭系ごみに準じた区分とします。

表4-2 家庭系ごみの分別区分

分別区分	ごみの種類
燃えるごみ	生ごみ・紙くず・皮布類・ゴム類・容器包装プラスチック・プラスチック・発泡スチロール
燃えないごみ	金属類・焼き物・ガラス類・小型電化類（※）・金属製の玩具等
粗大ごみ	家具類・寝具類・木材類・自転車類・家庭電化類
大型粗大ごみ	粗大ごみのうち、集積所に出すことが困難な物
資源物	飲料用及び飲食用ビン・飲料用カン
ペットボトル	飲料用・調味料
紙類	新聞・チラシ
	雑誌・雑紙
	紙製容器
	ダンボール
	牛乳パック
食用油	食用油
有害ごみ	乾電池・蛍光灯・水銀体温計・小型充電電池（リチウム、ニッケル、ニッカド）等
ペットボトルのキャップ	ペットボトルのキャップ

※小型家電類は、「小型家電」区分での分で分別収集を検討します。

表4-3 家庭系ごみの収集方式・排出形態・収集頻度

分別区分	収集方式	排出形態	収集頻度
燃えるごみ	集積所方式	指定袋（緑色）	2回/週
燃えないごみ	集積所方式	指定袋（ピンク色）	1回/月
資源物	集積所方式	指定袋（青色）	2回/月
ペットボトル	集積所方式	指定袋（黄色又は透明）	2回/月
粗大ごみ	集積所方式	粗大ごみシールを貼る	1回/月
大型粗大ごみ	戸別収集方式	事前予約のうえ、大型粗大ごみシールを貼る	1回/月
紙類	拠点回収	新聞・チラシ	【拠点回収（リサイクルデー）】 1回/月
		ダンボール	
		雑誌・雑がみ類	
		紙製容器包装	【拠点回収】 随時
		紙パック	
食用油	拠点回収	ポリ容器	随時
有害ごみ	拠点回収	そのままの状態	随時
ペットボトルのキャップ	拠点回収	そのままの状態	随時

第5節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1 処理主体

ごみの処理主体を表4-4に示します。

ごみの処理主体は、現在の体制を維持します。

表4-4 ごみ処理主体

区 分		排出抑制	分別排出	収集・運搬	中間処理	最終処分 (資源化)
家庭系ごみ	燃えるごみ	住民	住民	町(委託) 住民	広域組合	町
	燃えないごみ	住民	住民	町(委託) 住民	広域組合	町
	粗大ごみ	住民	住民	町(委託) 住民	町 広域組合	町
	資源物	住民	住民	町(委託) 住民	町	(再生事業者)
	ペットボトル	住民	住民	町(委託) 住民	町	(再生事業者)
	紙類	住民	住民	町(委託) 住民	—	(再生事業者)
	食用油	住民	住民	町(委託) 住民	—	(再生事業者)
	有害ごみ	住民	住民	町(委託) 住民	—	(再生事業者)
	ペットボトル のキャップ	住民	住民	町(委託) 住民	—	(再生事業者)
事業系ごみ	燃えるごみ	排出 事業者	排出 事業者	排出事業者 許可業者	広域組合	町
	燃えないごみ	排出 事業者	排出 事業者	排出事業者 許可業者	広域組合	町
	粗大ごみ	排出 事業者	排出 事業者	排出事業者 許可業者	町 広域組合	町
	資源物	排出 事業者	排出 事業者	排出事業者	町	(再生事業者)
	ペットボトル	排出 事業者	排出 事業者	排出事業者	町	(再生事業者)
	紙類	排出 事業者	排出 事業者	排出事業者	—	(再生事業者)
	食用油	排出 事業者	排出 事業者	排出事業者	—	(再生事業者)
	ペットボトル のキャップ	排出 事業者	排出 事業者	排出事業者	—	(再生事業者)

2 排出抑制計画

(1) 粗大ごみの排出抑制

「有田町リサイクルプラザ」では、粗大ごみのうち再利用可能なもの（まだ使えるもの）を戸別回収し、リサイクル展示品として年1回程度販売しています。今後は、戸別回収時の回収手数料や販売回数について見直しを行うとともに、広報誌「広報ありた」や本町ホームページを通じて住民に周知をおこない、住民にとって利用しやすい場の提供づくりに努めることにより、粗大ごみの排出抑制を目指します。

また、本町は、町外からの転入の促進と転出の抑制を図り、豊かで元気に満ち溢れた町づくりに寄与することを目的として、定住支援を実施しています。今後は、定住支援の一環として、リサイクル展示品を提供するなどの支援についても検討します。

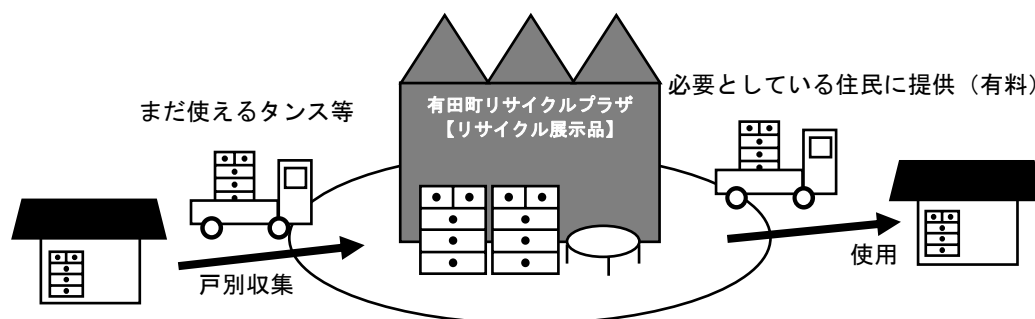


図 4-1 リサイクル展示品の流れ

(2) プラスチック資源に対する提言

〔有田町におけるプラスチック資源に対する提言〕

住民・事業者の生活・経済活動の中で、どうしても排出されるプラスチックごみは、当面、サーマル・リサイクル（熱回収）を第一義として、引き続き「燃えるごみ」として分別収集し、広域処理施設である“さが西部クリーンセンター”で積極的なごみ発電に寄与することとします。

なお、今後、国・県における具体的誘導策が示されれば、要請に応じて柔軟に対応するものとし、国・県のプラスチック資源に係る動向に注視していきます。

(3) 現時点の排出抑制、減量化・再生利用に係る方策の継続のあり方

新型コロナウイルス感染症を契機に、2019（令和元）年度以前と比較してごみの排出に関する環境が大きく変化しつつあります。

生活様式の変化に伴うごみ排出量に対する影響の一例を表 4-5 に示します。

表 4-5 生活様式の変化に伴うごみ排出量に対する影響の一例

生活様式の変化	ごみ排出量に対する影響
在宅勤務の導入や外出抑制による在宅時間の増加	家庭系ごみの増加
感染症対策における使い捨てマスクの着用の増加	使い捨てマスクの排出量増加
飲食店の利用から自宅での食事の変更	生ごみの増加（家庭系ごみ）、食品ロスの増加（事業系ごみ）
テイクアウト実施店舗の増加	プラスチック容器包装等の増加
インターネットショッピングや宅配利用の増加	ダンボール排出量の増加

ごみの排出量は、全体的に増加する傾向にありますが、その多くは、従来から実施している「生ごみの水切り」や「拠点回収・リサイクルデーの活用」等といった排出抑制・減量化・再生利用方策を継続実施することにより、ごみの排出量や処理量の増加を最小限に抑えることが可能です。

他方、使い捨てマスク等については、感染症対策の観点から排出抑制や減量化・再生利用に適さないと思慮します。使い捨てマスク等は、不法投棄を防ぐとともに、さが西部クリーンセンターや有田町リサイクルプラザにて確実に処理することとします。

今後、このような生活様式の変化が定着した場合、ごみ排出量やその内訳が大きく変化する可能性があります。新型コロナウイルス感染症の終息-収束後のごみ排出実績や状況を注視しつつ、必要に応じて本計画の見直し時に反映します。

3 収集運搬計画

(1) 計画収集運搬ごみ量

計画収集運搬ごみ量は、表 4-6 に示すとおりと定めます。

表 4-6 計画収集運搬ごみ量

項目	単位	実績値	中間目標値		計画目標値
		2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)
収集運搬量合計	t/年	5,983	5,400	5,033	4,741
家庭系ごみ合計	t/年	4,218	3,936	3,679	3,493
燃えるごみ	t/年	3,405	3,138	2,918	2,739
燃えないごみ	t/年	211	201	188	183
粗大ごみ	t/年	336	263	195	157
資源物	t/年	111	118	128	131
ペットボトル	t/年	30	35	40	46
紙類	t/年	114	173	202	229
廃食用油	t/年	1	1	1	1
有害ごみ	t/年	10	7	7	7
事業系ごみ合計	t/年	1,765	1,464	1,354	1,248
燃えるごみ	t/年	1,432	1,307	1,197	1,091
燃えないごみ	t/年	214	33	33	33
粗大ごみ	t/年	117	84	66	47
資源物	t/年	2	4	4	4
ペットボトル	t/年	0	0	0	0
紙類	t/年	0	37	55	73
有害ごみ	t/年	0	0	0	0

(2) 広域処理体制下で求められる収集運搬の方向性

ごみの広域処理施設への輸送に伴い、収集運搬費が高騰しています。

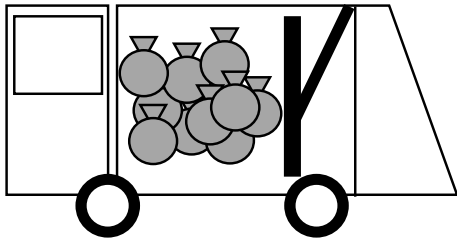
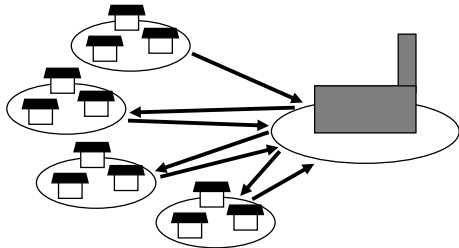
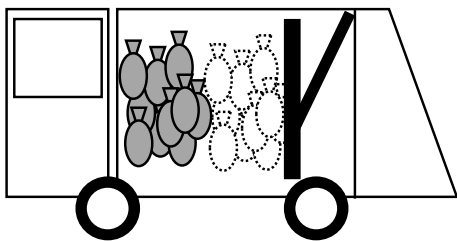
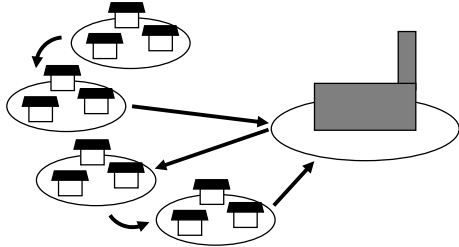
このため、収集運搬にかかる住民サービスの維持を継続しながら、収集運搬費を削減することが必要となります。

収集運搬費は元来、人件費が大半を占めていますが、換言すれば、収集運搬車両等機材にかかる費用は思いのほか少ないと言えます。

そこで、収集運搬効率を高める収集機材を用いることにより、人件費の削減を図り、結果的に収集運搬費の低減を目指す方向性の検討が求められます。

ここでは、一例として、表 4-7 に高圧縮型のパッカー車の採用による収集運搬の効率化方策を示します。

表 4-7 高圧縮型のパッカー車の採用による収集運搬の効率化方策

	パッカー車	収集運搬効率
現状		
改善策	 ・高圧縮プレス型のパッカー車などを導入することにより、現状と比較して収集可能量の増加が期待できる。	 ・収集可能量の増加に伴い、焼却施設との往復数削減が見込まれる。 ・収集運搬効率の改善や燃料費の削減により、収集運搬費の削減が期待できる。

(3) 高齢者に向けたごみ収集サービスの継続のあり方

高齢者等の日常生活の負担を軽減し、在宅生活を支援するため、家庭系ごみを集積まで持ち出すことが困難な世帯に対して、戸別収集を継続実施します。

今後は、利用者の増加が予想されます。ごみ収集サービスを継続するため、社会福祉団体や介護サービス事業者を始めとする関係各所との連携を模索します。

4 中間処理・再資源化計画

(1) 計画中間処理量及び計画資源回収量

計画中間処理量及び計画資源回収量は、表 4-8 に示すとおりと定めます。

表 4-8 計画中間処理量及び計画資源回収量

項目			単位	実績値	中間目標値		計画目標値
				2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)
ごみ総排出量			t/年	6,056	5,469	5,100	4,806
さが西部クリーンセンター	焼却施設	焼却処理量	t/年	5,373	4,930	4,522	4,190
		直接処理量	t/年	4,837	4,445	4,115	3,830
		可燃性残渣	t/年	536	485	407	359
		資源回収量	t/年	552	478	439	407
		金属類	t/年	95	74	68	63
		溶融スラグ	t/年	457	404	371	344
		焼却残渣量	t/年	168	143	131	121
		飛灰	t/年	168	143	131	121
	粗大ごみ処理施設	破碎・選別処理量	t/年	878	581	482	420
		資源回収量	t/年	89	90	75	65
		鉄類	t/年	89	90	75	65
		選別残渣量	t/年	789	491	407	355
		可燃性残渣	t/年	524	469	389	339
		不燃性残渣	t/年	265	22	18	16
有田町リサイクルプラザ	選別処理量	t/年	154	201	234	262	
	資源回収量	t/年	124	161	189	211	
	金属類	t/年	13	19	23	25	
	ガラス類	t/年	57	59	70	77	
	ペットボトル	t/年	30	35	40	46	
	廃食用油	t/年	1	1	1	1	
	その他	t/年	23	47	55	62	
	選別残渣量	t/年	30	40	45	51	
	可燃性残渣	t/年	12	16	18	20	
	不燃性残渣	t/年	18	24	27	31	
直接資源化量			t/年	114	173	202	229
	紙類	t/年	114	173	202	229	
集団回収量			t/年	73	69	67	65
総資源化量			t/年	952	971	972	977
リサイクル率			%	15.7	17.8	19.1	20.3

(2) 有田町リサイクルプラザの長期運営に向けた対策

有田町公共施設等総合管理計画を踏まえ、計画的な維持管理（予防保全）への転換とともに、「予防保全」の考え方による施設の点検・診断等を行い、計画的な維持管理・更新への取組みを検討し、維持管理コストの平準化や施設の長寿命化を目指します。

(3) リサイクル率向上への打開策

リサイクル率は、民間業者による一時的な古紙等の回収により、把握が困難となっています。

今後の市況の変化によっては、民間業者が古紙等の回収を取りやめることも想定されます。この場合、民間業者がこれまで回収していた古紙等は、リサイクルデーを含む拠点回収、集積所収集及び集団回収等を通じて収集しますが、適切に収集運搬・処理できる体制を維持することにより、リサイクル率の向上を図ります。

また、リサイクル率の向上に向けて、既存施策の見直しや新たな施策の検討などを進めます。令和3年度は、リサイクルデー開催場所のうち、これまで隔月開催（雨天中止）だった「泉山防災広場」「外尾山防災広場」を対象に毎月開催（雨天時も開催）に変更します。今後も、リサイクルデーの開催時間の拡大などの検討を進めます。

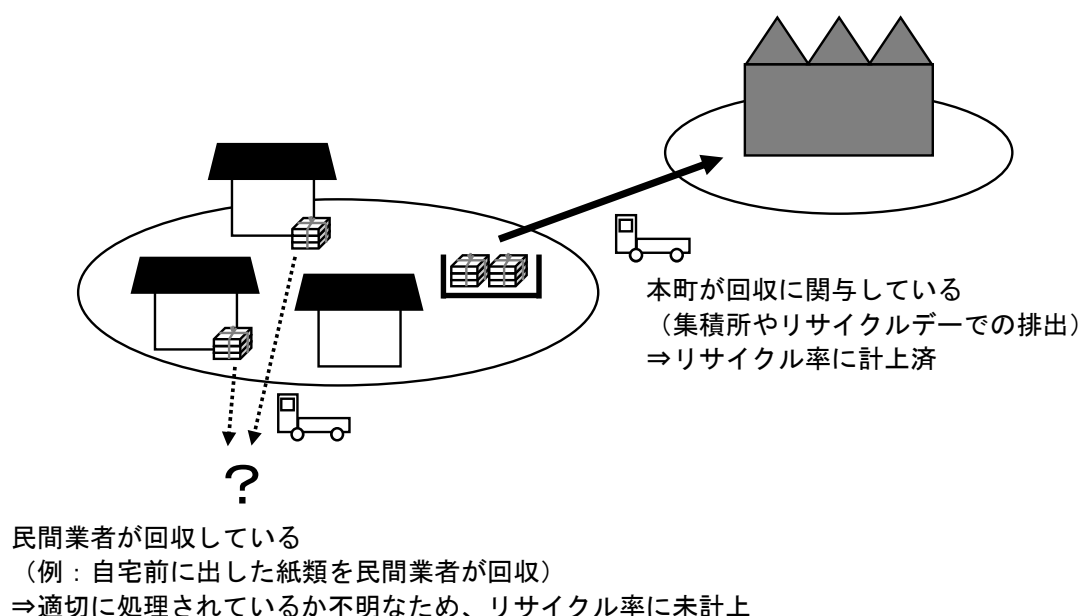


図 4-2 リサイクル率の計上と未計上の違い

5 最終処分計画

(1) 計画最終処分量

計画最終処分量は、表 4-9 に示すとおりと定めます。

表 4-9 計画最終処分量

項目		単位	実績値	中間目標値		計画目標値
			2019年度※ ¹ (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)
パーク クリーン 有田	最終処分量	t/年	224	143	131	121
	最終処分量※ ² 【組合構成市町を含む】	t/年	2, 009	(1, 594)	(1, 594)	(1, 594)
不燃物 有田町東 捨場	最終処分量※ ³	t/年	211	46	45	47
	最終処分量※ ² ※ ³ 【組合構成市町を含む】	t/年	637	(69)	(69)	(69)

※1: 災害廃棄物埋処理に伴う埋立量を含む。

※2: 組合構成市町からの処理委託は、2016(平成28)年度～2018(平成30)年度で最も多く埋立処分した年度の実績値を参考値として記載している。

※3: 2019(令和元)年度は、有田町西不燃物捨場の埋立処分量を含む。

(2) 埋立廃棄物の適正管理の継続

最終処分場は、適正な維持管理に努めます。

最終処分場から発生する浸出水は、浸出水処理施設処理で適切に処理を行い、公共用水域に放流します。

(3) 次期施設確保に向けた展望

最終処分場「クリーンパーク有田」は、埋立容量満了の想定が2028(令和10)年度頃であるため、2029(令和11)年度以降の最終処分を確保する必要があります。

今後、広域組合として次期施設の確保に向けて検討を進めます。

第6節 その他ごみの処理に関し必要な事項

1 災害廃棄物対策について

災害発生時は、「有田町地域防災計画（2019（令和元）年6月）」及び「有田町災害廃棄物処理計画（2019（平成31）年3月）」に基づき、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に実施します。

（1）災害発生時の収集運搬・中間処理及び最終処分について

災害発生時の収集運搬・中間処理及び最終処分は、次のとおり対応します。

収集運搬

- ・災害時における廃棄物の収集運搬に係る支援協力に関する協定書により、「佐賀県環境整備事業協同組合」へ要請します。

中間処理及び最終処分

- ・災害時における廃棄物の処理等に係る協力に関する協定書により、「佐賀県産業資源循環協会」へ要請します。

（2）災害廃棄物仮置場の設置について

災害廃棄物が多量に発生した場合は、「有田町災害廃棄物処理計画」に基づき、町内に災害廃棄物仮置場を設置します。

災害廃棄物仮置場は、被災地域や規模に応じて、「有田町災害廃棄物処理計画」に記載した候補地を使用する計画としています。なお、災害廃棄物仮置場は長期間にわたって使用することから衛生面の悪化が懸念されるため、小学校や中学校などの運動場は、災害廃棄物仮置場としては使用しないこととします。

2 不法投棄・不適正処理対策について

山間部での粗大ごみ等の投棄やごみのポイ捨てといった、廃棄物の不法投棄を撲滅するため、以下の対策を進めていくものとします。

- ・未然防止のための啓発
- ・行政、住民による監視活動の強化
- ・町で処理できないごみの処理方法の周知徹底
- ・不法投棄ごみの定期回収
- ・監視カメラの設置

3 感染症発生時などに係る廃棄物処理事業継続計画について

感染症発生時は、「新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症の発生時における廃棄物処理事業継続計画（2021（令和3）年1月）（以下、「廃棄物処理事業継続計画」と称します。）」に基づき、災害廃棄物処理事業を継続実施します。

廃棄物の処理は、町民の最低限の生活を維持するために不可欠なサービスであることから、感染症の流行時においてもその事業を着実に継続します。

職員及びその家族の生命と健康の維持を図るとともに、事業の継続のための必要な措置について定めています。

（1）廃棄物処理事業の継続実施のための措置について

廃棄物の処理事業に従事する委託業者及び許可業者が、感染症に伴って事業所閉鎖又は業務の縮小を必要とした場合、「廃棄物処理事業継続計画」に基づき、以下の優先度にて事業を継続します。

また、感染症が町内にまん延した場合は、「廃棄物処理事業継続計画」に基づき、生ごみなどの可燃ごみのみ収集を行い、不燃ごみ、資源物、粗大ごみは家庭・事業所内での保管を住民・事業者に要請します。

表 4-10 業務の優先度と業務内容

優先度	業務	内容
高 ↑	可燃ごみ収集、し尿収集	業務を維持
	不燃ごみ、資源物、粗大ごみの収集	可能な限り業務を維持
	生活排水処理施設の点検 ・浄化槽保守点検 ・下水道施設保守点検 ・農業集落排水処理施設保守点検	・運転調整作業のみに簡素化 ・点検、巡回のみに簡素化 ・消毒殺菌を行い、放流することを維持
	低 ↓ 浄化槽清掃	

（2）廃棄物処理事業の従事者を対象とした教育・訓練の実施

廃棄物の処理事業に従事する職員や委託業者等は、感染症に関する正しい知識や、事業継続計画を円滑に実施するための教育・訓練を定期的に実施します。

第5章 計画の推進体制

効果的に施策を推進し、目標値を達成するためには施策の実施状況や目標値の達成状況を定期的にチェックし、評価、改善措置を講じることが必要です。

そこで本町では、下図のような施策メニューの検討（Plan）、施策メニューの実施（Do）、評価（Check）、改善・代替案（Action）のチェックシステムを整備し、目標年次（2035（令和17）年度までこれを実施することで、目標値の達成を目指します。

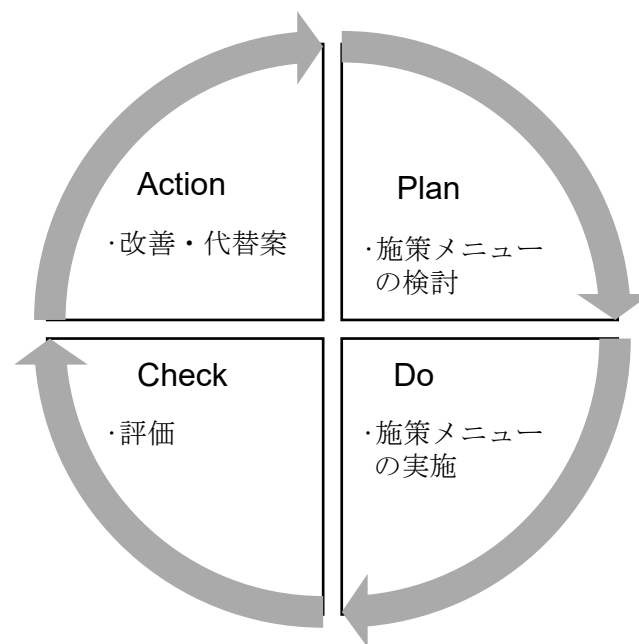


図 5-1 計画の推進体制（PDCAサイクル）